

障害理解の促進や障害者の差別解消、
情報コミュニケーション等に関する条例について（検討状況）

1．主旨

区では、せたがやノーマライゼーションプランに基づき、障害理解の促進や障害者の差別解消、情報コミュニケーション等に関する条例について検討を進めている。この間、区議会をはじめ、専門家会議や地域保健福祉審議会、障害者施策推進協議会、障害当事者、家族、団体等の意見を伺い、考え方を整理したため、以下の通り検討状況について報告する。

2．条例の概要

(1) 専門家会議や地域保健福祉審議会等から寄せられた主な意見等

- ・「障害のある人もない人も」という表現は、障害があることによって区分けされているように感じる。性的少数者についても、それ自体が問題なのではなく、生活が阻害されていることが問題である。表現にあたっては、障害のあることが分かるようにしてほしい。
- ・手話言語は、日本語に手話をあわせるような使い方とは異なり、独自の文法体系を持っている。情報コミュニケーションとは別にしてほしい。
- ・手話言語を分けることも考えられるが、現時点では、分けることの必要性がまだ理解できていないため、全体としてまとめることがよいのではないかと。
- ・条例に位置づける施策については、地域で共に暮らすための意識の醸成や理解促進の観点から、必要な項目を整理してはどうか。
- ・医療的ケアを必要とする方は、児童だけでなく、成人もいることを明記してほしい。

(2) 条例の概要（別紙）

○構成

- ・前文
- ・第1章 総則
目的、定義、基本理念、責務等、障害を理由とする差別の禁止、障害者虐待の防止
- ・第2章 障害理解の促進・障害者の差別解消
障害理解の促進や差別解消に向けた啓発活動、相談対応、教育の推進
- ・第3章 地域支え合いの推進・生活環境の整備
地域支え合い活動の推進、災害に備えた地域づくり、医療的ケア等の配慮や支援の必要な子ども等への支援の推進、安心して生活できる環境の整備
- ・第4章 情報コミュニケーションの保障
情報の提供及び普及、人材の養成
- ・第5章 言語としての手話の普及
理解及び普及等
- ・第6章 だれもが活躍できる場の拡大
就労支援の充実、働く場の創出、余暇活動の支援、交流の機会の充実

3. 情報コミュニケーションと手話言語についての考え方

- ・区では、地域共生社会の実現を目指すうえで、障害理解の促進、障害者の差別解消、情報コミュニケーション、手話言語などが、それぞれ重要課題であり、一体的に推進することが効果的であると考えたことから、同一の条例の中に位置づける方向で検討を進めている。
- ・当事者等から手話言語に関する区独自の条例制定が必要との意見があった一方、独自に制定する必要性については、現時点ではまだ理解できていないため、情報コミュニケーションと手話言語を全体としてまとめることがよいのではないかと意見があったことも踏まえ、同一の条例の中で、手話言語について独立した章を設けて検討を進める。
- ・なお、国や都議会では、手話言語に関する法律や条例の制定に向けた動きがあることから、こうした動向については引き続き注視していく。

4. 条例に基づく取組みの考え方

- ・令和3年9月2日の福祉保健常任委員会で報告した、具体的な取組みのイメージ〔(仮称)共生社会入門講座、(仮称)地域協力員制度、地域での取組みを積極的に進める区民・事業者等の表彰〕とあわせて、地域で共に暮らすための意識の醸成や理解促進の観点から、取組みを具体化していく。
- ・せたがやノーマライゼーションプラン 世田谷区障害施策推進計画（令和3～5年度）に基づく各施策の取組みを着実に推進しながら、新たな条例に基づく取組みや、次期せたがやノーマライゼーションプランにおいて強化する取組みについて、専門家会議を始め、地域保健福祉審議会や障害者施策推進協議会、自立支援協議会、障害当事者等から意見をいただきながら検討を進める。

5. 令和4年度予算案 合計2,070千円

(内訳)

専門家会議 報償費	324千円
専門家会議 需用費	4千円
見守り推進協力員 需用費	193千円
シンポジウム 委託料	493千円
手話普及・啓発事業 委託料	1,056千円

6. 今後のスケジュール(予定)

令和4年

2月	福祉保健常任委員会(検討状況)
3月	障害者施策推進協議会(検討状況)
	地域保健福祉審議会(検討状況)
	専門家会議(素案)
5月	福祉保健常任委員会(素案)
	パブリックコメント(素案)
	シンポジウム(素案)
6月	専門家会議(パブコメ等結果、案)

7月	障害者施策推進協議会(パブコメ等結果、案) 地域保健福祉審議会(パブコメ等結果、案)
9月	福祉保健常任委員会(パブコメ等結果、案) 第3回定例会(条例案の提案)
11月以降	区民周知(区のおしらせ、ホームページ、リーフレット等)
令和5年	
1月	条例施行

前文

障害者の権利条約や日本における法制度の動き、障害理解の促進、障害を理由とする差別的取扱いの禁止、情報コミュニケーションの推進、言語としての手話の普及、共生社会ホストタウンとしての区の取り組み推進、地域共生社会の実現等

第1章 総則

1 目的

- ・地域共生社会の実現に向けた区の施策に関する基本的な考え方を明らかにする。
- ・障害者がわかりやすく、利用しやすい方法による情報提供の普及促進を目指す。
- ・地域移行や地域定着、地域生活の安定化に向けた支援を進めるなど、障害者が地域で安心して生活できる環境を整備する。

2 定義

障害者、地域共生社会、区民、事業者、障害者団体、言語、多様な意思疎通のための手段

3 基本理念

- ・障害のあるなしにかかわらず、人権及び基本的自由を享有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。
- ・生涯にわたって、社会、経済、政治、教育、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、だれもが活躍できる機会が確保される。
- ・多様な意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られる。
- ・障害を理由とする差別に加えて、性別や性の多様性等に由来する複合的な原因により困難な状況に置かれる場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされる。
- ・地域との孤立防止や心身の負担軽減を図る観点からも、障害当事者を支える家族の気持ちに寄り添った支援が行われる。
- ・配慮や支援が必要な子どもに対して、心身の発達状況や特性、医療的ケアの内容等に応じた適切な支援が行われ、子どもが18歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も引き続き支援が行われる。

4 責務等

- ・区の責務、事業者の責務、区民等の協力

5 障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮

6 障害者虐待の防止

第2章 障害理解の促進・障害者の差別解消

- 1 障害理解の促進及び差別解消に向けた啓発活動
- 2 相談対応
- 3 教育の推進

第3章 地域支え合いの推進・生活環境の整備

1 地域支え合い活動の推進

- ・区は、障害の特性についての理解を深めるとともに、障害者が配慮や支援を必要としている場面において、区民や事業者がそれぞれの立場で可能な配慮や支援を行う。
- ・区は、障害のあるなしにかかわらずだれもが互いに人格や個性を尊重し支えあいながら生活することができる地域共生社会を目指す活動（「地域支え合い活動」）を推進する。

2 災害に備えた地域づくり

- ・区は、区民自らの災害への備えや自発的な防災活動への参加等の自助を促すとともに、災害時における避難にあたって支援を要する者に対して、声かけや避難所への同行その他の地域における共助を行うための取り組みを積極的に推進するよう努める。

3 医療的ケア等の配慮や支援の必要な子ども等への支援の推進

- ・区は、国や都等との連携を図りつつ、医療的ケア等の配慮や支援の必要な子ども及びその家族等が地域で安心して暮らせるよう必要な施策を講ずるものとする。

4 安心して生活できる環境の整備

- ・障害福祉施設の整備促進等

第4章 情報コミュニケーションの保障

1 情報の提供及び普及

- ・区は、障害者が円滑に情報を取得し、意思疎通ができるよう、障害者がわかりやすく利用しやすい方法による情報の提供が普及するよう必要な施策を講ずる。

2 人材の養成

- ・区は、関係機関や障害者団体と連携し、意思疎通を仲介する者の養成のために必要な施策を講ずる。

第5章 言語としての手話の普及

1 理解及び普及等

- ・区は、手話が、日常生活及び社会生活を営む上で重要な独自の言語であることに鑑み、手話に関する理解の促進、手話の普及、手話を使用しやすい環境整備等の推進に努める。

第6章 だれもが活躍できる場の拡大

- 1 就労支援の充実・働く場の創出
- 2 余暇活動の支援
 - ・文化芸術活動の推進、スポーツの推進
- 3 交流の機会の充実

各章における具体的な取組みのイメージ

○第2章 障害理解の促進・障害者の差別解消

- ・ 専門調査員による専門相談窓口の周知拡大【拡充】
- ・ 障害当事者や障害者団体と協働した区職員研修の充実【拡充】
- ・ 障害当事者や障害者団体と協働した身近な場での啓発事業の開催【新規】
- ・ 小学校への手話講師の派遣の推進【拡充】
- ・ インクルーシブ教育の推進

○第3章 地域支え合いの推進・生活環境の整備

- ・ 点字ブロックの普及拡大や段差の解消
- ・ 住宅や施設のバリアフリー化の推進
- ・ 事業者の協力による地域協力員制度の展開【新規】
- ・ ふるさと納税による寄附を活用した医療的ケア児等を育てる世帯の支援【拡充】
- ・ 医療的ケア相談支援センター事業の実施
- ・ 障害福祉施設（グループホーム、生活介護、就労継続支援B型等）の整備促進

○第4章 情報コミュニケーションの保障

- ・ ICTを活用した意思疎通手段の充実【拡充】
- ・ 手話通訳による相談支援の充実【拡充】
- ・ 点字や音声コード等の活用の促進など視覚障害者への配慮

○第5章 言語としての手話の普及

- ・ 障害当事者や障害者団体と協働した手話言語の理解促進に向けた啓発事業の実施【新規】

○第6章 だれもが活躍できる場の拡大

- ・ せたJOB応援プロジェクトの推進
- ・ 農福連携事業の実施【新規】
- ・ 障害児・者が行う文化芸術活動やスポーツ活動の支援
- ・ 区民ふれあいフェスタなどの交流イベントの開催
- ・ 精神障害者ピアサポーターの活躍支援【拡充】